の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年10月１日付け公示６建設工事⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体（甲型）を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成24年１月16日において次の要件を満たすものとする。ただし、②及び③については、いずれか一方の要件を満たせばよい。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の電気設備工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　代表者及びその他の構成員が、平成８年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下、「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の㋐から㋓までの全ての要件を満たす建物の電気設備工事の新設をした施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、次の㋓工事種目の「電灯設備」及び「自動火災報知設備」については、特定建設工事共同企業体として満足していればよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設
㋑　階　　数　地上11階以上
㋒　建物規模　延べ面積15,000㎡以上
㋓　工事種目　「電灯設備」及び「自動火災報知設備」（いずれの設備もシステム一式を施工していること。）

③　代表者が上記②㋐から㋓までの全ての要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の㋕から㋖までの全ての要件を満たす建物の電気設備工事の新設をした施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、次の㋖工事種目の「電灯設備」及び「自動火災報知設備」については、同一工事でなくともよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

㋕　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設
㋖　階　　数　地上３階以上
㋗　建物規模　延べ面積3,000㎡以上
㋘　工事種目　「電灯設備」及び「自動火災報知設備」（いずれの設備もシステム一式を施工していること。）

④　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。（詳細は入札説明書参照。）。

⒜　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⒝　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記②の全ての要件を満たす建物の電気設備工事の新設をした施工経験を有していること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、上記②㋓工事種目については、「電灯設備」又は「自動火災報知設備」のいずれかの工事の施工経験を有すればよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

なお、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が前記の施工経験を有する者であること。

また、当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈼」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書㈽」の様式は上記７⑴から入手するものとする。

９　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記８⑴①の認定（同８⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同６及び同７により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同８⑴①の認定を受けていない構成員が同８⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において同８⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同８⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

10　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

11　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。